

嘉麻市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、嘉麻市有料広告掲載事業実施規程（平成26年嘉麻市告示第11号）第4条の規定に基づき、市の運営するホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）掲載に関し、その取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 市ホームページに掲載する広告及びリンク先のホームページの内容は、嘉麻市有料広告掲載基準（平成26年1月1日施行。以下「基準」という。）に適合しなければならない。

2 広告のリンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当するものであるときは、広告を掲載しない。

(1) 市ホームページと類似のデザインを用いるなど、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるとき。

(2) 掲載されている内容が市政を連想させる分野であって、一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすい内容を含むとき。

(3) 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするもので、基準に適合しないホームページを閲覧者にあっせん、又は紹介しているとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、嘉麻市有料広告審査会（以下「審査会」という。）が、市ホームページからリンクすることが不適切であると認めるとき。

(広告の規格等)

第3条 広告はバナー広告（市ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載者の指定するホームページにリンクするものをいう。）

以下「広告」という。)とし、広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)の責任及び負担で作成し、市ホームページのデザインの質や期待されるイメージを保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 大きさ 縦98ピクセル×横177ピクセル

(2) 形式 J P E G ・ P N G ・ G I F (アニメ可、透過G I F 不可)

(3) データサイズ 10メガバイト以下

(4) その他 J I S 規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したものの。

(5) 高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(6) 次の表現を含んだものは、閲覧者の意思に反した動きや誤解のもとになるため禁止する。

ア 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン

イ アラートマーク

ウ ラジオボタン

エ テキストボックス(文字入力が行えるように見えるもの。)

オ プルダウンメニュー(選択肢があるように見えるもの。)

(7) アニメーションG I F 画像の切替時間は2秒以上とする。

(8) ホームページの情報との区別を明らかにし、市の情報と混同しないようにする。

(9) 文字と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画面や写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取る等、文字が見やすくなるよう配慮する。

(10) 文字やイラストは適切な処理を行い、鮮明に見えるようにする。

(掲載の位置等)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、市長が定めるものとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。

2 1月を超える連続した期間の広告掲載の申込みがあった場合は、当該広告募集年度内を限度に、その期間掲載することができる。

3 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日、広告を掲載する終了日は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市と広告掲載に関する契約を締結したもの(以下「広告代理店」という)が行う。

(広告掲載料)

第7条 広告の掲載料金は、類似広告、市場価格等を参考に、市と広告代理店との契約により決定する。

2 広告代理店を入札により決定する場合は、前項の規定にかかわらず最高額をもって落札した価格を広告掲載料とする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 申込者は、嘉麻市有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿等を添え、広告代理店を通じて市長に提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告代理店は、市と広告代理店との間で締結した契約に基づく広告掲載料を、市の発行する嘉麻市嘉麻市有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿等を添え、広告代理店を通じて市長に提出しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 広告を掲載しようとする者及び広告代理店(以下「広告主等」という。)は、2ヶ月以上継続して広告を掲載するときは、広告内容の変更を求めることができる。

2 前項の規定により広告内容を変更する場合は、変更分の掲載を希

望する月の初日に行うものとする。ただし、審査会がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定により変更を求めるときは、変更を希望する広告案を提出しなければならない。ただし、審査会がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(広告主等の届出義務)

第10条 広告主等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) リンク先ホームページのURLを変更するとき。
- (2) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。
- (3) リンク先ホームページにウイルス等障害が発生したとき。
- (4) 広告主等又は広告内容等が、規程及びこの要領に抵触することとなったとき。

(内容等の変更の要求)

第11条 市長は、広告内容、デザイン及びリンク先のホームページが各種法令に違反している、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主等に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告主等は、市長の求めに応じて、事故の責任及び負担において、広告の内容等の変更を行わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次に該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告の原稿データが期限までに提出されなかったとき。
- (2) 広告の掲載料が期限までに納入されなかったとき。
- (3) 広告主の反社会的行為行為あるいは非社会的行為等広告主に関する事情により、当該広告主の掲載をすることが不適當であると判断したとき。
- (4) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は自らの都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。